

唐土通記

REEL No. 1-0316

0113

唐土通航之部共廿六

類聚環球全頁諸三

編輯課

琉球書類
之部 唐土通航

REEL No. 1-0316

0115

校了

中
山

琉球唐去通航

琉球事異ふよりハ琉球の漢土の通を
 然る中へ年明の洪武十五年明の招諭
 ありし七月中山山北の王王名係
 叔直一対書附のめを流し
 弘治元年明の洪武十五年明の招諭文
 冊をよまらば
 冊をよまらば

外務省

冊封の嗣々冊封漢書のありし中山王高巴
 志の時山南山北を併せて明をよつ
 いし一冊封の漢書高思をよつ
 明の景泰元年より二年まで叔直一頁
 使百あはれ
 いし一冊封の漢書高思をよつ
 叔直一頁
 使百あはれ

の係ふありて、海は西都の属ありて、
漢を以て名せり。其の久しき事
のやあらんやありて、海は西都の
より、其の海を隔てて、西都の
より、其の海を隔てて、西都の
慶長十一年九月、明の冊封使の書牒を
領するものありて、西都の

外務省

その久しき事、明の冊封使の書牒を
領するものありて、西都の
慶長十一年九月、明の冊封使の書牒を
領するものありて、西都の

慶長十一年九月

呈大明天使書

日本國薩摩列刺史藤原家久謹上書

大明國天使西老大人鈎座下 伏以天

使奉

島田
正
印

詔命不憚萬里鯨波遠至琉球小島我雖
未接光霽望盛德於千里之外矣先是華
人募國科在朝鮮與日本者三四年矣我
恭敬

皇朝之餘遣船并差喜右衛門尉送還於
中華之地未審國科勇健否迄今令人起
此思矣今幸官船招喜右衛門尉忻甚忻
甚想是兩地不通商船者三十餘年頗為

外務省

慊矣恭惟天使兩老大人感我恭順之誠
自今以往年年使中華高船來於我薩
摩別阜通財賄何幸如之然則

皇恩德澤當永矢而弗諼矣謹此拜獻金
屏二双小篋三重二箇伏乞各各笑納臨
楮不勝瞻戀仰 尊照不宣

日本慶長十一年九月日 藤原家久

圓原日記

來以時獻不腆方物修其隣好頃有不
肖畜夫緩其貢期是故薩摩別進兵於
小邦小邦荒墟者誠天之所命而我亦
以無苞桑之戒也不幸而為其俘因在
薩摩別者三年矣別君家久公外好武
勇內懷慈憫待我以待貴客之禮禮遇
之厚者三年一心加之送還我於小邦
於是吾民之歌於市抃於野者茲非幸

外務省

歟別君寄言於我其言曰夫邦國在四
方也有金玉者或不足乎錦繡有粟米
者或不足乎器皿若有餘而不散不足
而無聚民用不足而其貨亦腐惟坐而
待腐不如通其有無各得其所矣

日本非無金玉器皿其土_中質素而不及
於中華之文質彬彬是故使我參謀於
兩國一以使

日本商船許以容_中之

大明邊地_上二以使_下

大明商船來_二我小邦交相貿易_上三以使_下一

遣使年年通其貨之有無者匪_上翅富_中兩

國人民

大明亦無_下為倭寇_中嚴備兵衛_上矣三者若無

許_レ之令_下

日本西海道九國數萬之軍進寇_中乎

外務省

大明_上

大明數十州之隣於

日本者必有近憂矣是皆

日本

大樹將軍之意而勿君所以欲通兩國之

志者也伏冀軍門大人於斯三者許

一於此我小邦大沐

大明之德化且遂_二

日本風志是亦

天朝恤遠字小之仁心也若然則永守藩
職無生貳心遐方嚮化之念沒世不忘
也伏楮伸鄙忱仰祈尊炤不宣

癸丑春月日

答琉球國王書

名護為遣使上國審聞

國王之操履麗安甚以為快矣且後去歲

外務省

小春初六華翰至於今歲暮春之初落予
手矣即開緘拜閱者再三宛如拜尊顏
特闕春溫之笑語耳

貴國政事無小無大因革之損益之而隨
時之宜是皆長久無事之基也至幸至幸
國上卿為參謀遙赴中華之地未審福建
布政司有一顧否念茲在茲想是
國王溫和之氣誰敢色厲手兩國之和睦

可計日而待也倭國東西無事人民之可
盤礴也今復件件珍贖一一拜受借名護
三寸者也尊昭不宣

暮春二十一

惟新

拜復 中山國王 閣下

正保之丙戌年時の歴武三年 倭朝革命乃好

時の正徳十七年思ふ所は、
正保と改名は、
此の正保十七年思ふ所は、
正保と改名は、
此の正保十七年思ふ所は、
正保と改名は、

外務省

正保五年正月一日に御返書ありしに柳田君

らぬ一編は、
正保五年正月一日に御返書ありしに柳田君

正保五年正月一日に御返書ありしに柳田君

正保五年正月一日に御返書ありしに柳田君

正保五年正月一日に御返書ありしに柳田君

正保五年正月一日に御返書ありしに柳田君

正保五年正月一日に御返書ありしに柳田君



伏人

此は唐の福建省臺灣府の鄭氏族長
鄭成功の孫の鄭經の弟の鄭經

延元五年九月五日

此は唐の福建省臺灣府の鄭氏族長
鄭成功の孫の鄭經の弟の鄭經

乃款物を持し

洋中より法明

し

是中山

この

外務省

不始るの

たりの

湾

人の

岸

属

其

を

0
十



朝廷驚動切恐天下煩擾本欲飛越而同
心戮力恨柰海山萬里不能如意耳
為此特遣正議大夫使者都通事蔡
國器毛自彬曾益倪定基鄭朋良等
官前詣福省探訪安否移咨貴司請
乞察照施行等因到司准此案照先
為進貢事康熙拾貳年參月貳拾陸
日准

外務省

琉球國中山王世子尚 咨開照得
敝國遵依會典兩年一次朝貢查康
熙拾壹年該應循期擬合進
貢不敢愆越為此度脩方物海舡貳隻
遣官坐駕率領水梢每舡均幫上下
員役共不盈貳百人數解運方物前
赴福建布政司投納轉解赴
京進奉為此遵將常貢煎熟硫磺壹萬

貳千陸百斤馬拾匹海螺殼參千箇
外屢蒙

皇恩無異覆載但敝國窮乏愧無寸報又
將土產紅銅壹千斤大小火爐貳個
絲烟貳百匣等進

上據此合行遣官管解前赴福建布政司
投納外理合脩咨告投今遣耳目官

吳美德正議大夫蔡彬都通事程泰

外務省

祚等官賫咨捧

表赴

關外其舡貳隻煩乞移咨轉達

禮部及來夏風汛先賜遣歸而赴京

貢使官伴俟後貢舡隻替換駕歸為

此移咨貴司知會仰祈察照施行等

因到司准此又為進貢事康熙拾貳

年捌月初捌日奉

巡撫都察院劉案驗准

禮部咨主客清吏司案呈奉本部送
禮科抄出該本部題覆福建巡撫劉
頭前事內開該臣等議得福建巡撫
劉疏稱琉球國先到貢舡壹隻於竿
塘外洋被賊攻打署閩安副將軍遊
擊化守登官兵出哨引進聽候部議
等語其進

外務省

貢人役千竿塘外洋被賊攻打着傷併
官兵出哨引進綠由聽兵部議覆外
據稱琉球國應於康熙拾壹年貢期
拾貳年參月拾捌日至閩將
貢物及來使准其來京其進

貢硫磺留於福建督撫照例收貯臣部
移文工部俟應用處使用至於
貢馬拾匹內壹匹倒斃無容議等因康

熙拾貳年陸月貳拾捌日奉

旨依議欽此欽遵抄部送司奉此相應移

咨前去煩為查照

旨內事理欽遵施行等因到院准此擬合

就行為此備案仰司備照咨文奉

旨內事理欽遵查照等因奉此又為進貢

事康熙拾貳年玖月拾貳日奉

巡部都察院劉 案驗准

外務省

兵部咨職方清吏司察呈奉本部送

兵科抄出該本部覆禮部尚書哈

等題前事等因康熙拾貳年陸月貳

拾捌日奉

旨依議欽此欽遵抄出到部該臣等議得

禮部覆福撫劉 疏稱琉球進

貢人役於竿塘外洋被賊攻打着傷併

署閩安副將軍遊擊化守登官兵出

哨引進緣由、聽兵部議覆等因、查該
撫疏稱、閩安鎮左營把總柯美、出哨
五虎門、瞭見外洋有賊艘拾餘隻、與
琉球國

貢舡對敵、奮勇架砲、攻擊賊舡、隨即奔
潰大洋而去、引帶貢舡等語、又琉球
國都通事程泰祈報稱、本國耳目官
吳美德等百餘人前來進

外務省

貢、至竿塘外洋、遇賊舡大小拾餘隻、前
來攻打、被賊用砲打死、隨伴肆人被
傷貳拾餘人、本舡正在危急、幸有閩
安鎮官兵舡隻、出五虎門外、巡哨架
砲衝打、久攻各賊舡、遂奔逃大洋、官
兵舡隻引進鎮口等語、查琉球國進
貢舡隻、在外洋與賊舡攻打、經出哨官
兵遇救引進、無有剿獲、應無容議等

因康熙拾貳年柒月貳拾參日奉

旨閩安鎮官兵見攻船被賊攻打即前往

救護引進可嘉着再議具奏欽此欽

遵抄出到部該臣等再議得覆禮部

一疏內議琉球國進

貢人役在外洋與賊攻打經出哨官兵

遇救引進無有剝獲無容議等因具

題奉

外務省

旨閩安鎮官兵見貢舡被賊攻打即前往

引進可嘉着再議具奏欽此查叙功

之例照武職官員斬獲賊寇多寡議

叙把總柯美並無斬獲賊寇之處不

便議叙相應仍照前無容議等因康

熙拾貳年捌月初壹日奉

旨依議欽此欽遵抄部送司案呈到部合

咨貴院煩為欽遵查照施行等因到

院准此擬合就行備案行司備照咨
文奉

旨內事理欽遵查照施行等因奉此又為

劄請循例體恤柔遠以廣

皇仁事康熙拾陸年肆月拾玖日奉

總督部院郎
巡撫部院場牌案准

禮部咨開奉

御前癸下紅本該本部密覆福建總督郎

外務省

密頭前事內開該臣等議得福建總

督郎密頭內開琉球國難彝雜氏

等拾貳名照例給口糧銀兩暫為養

養頭明前未應仍照例給與銀米黍

養又稱該羹既無原來舡隻作何遣

癸田國聽候部議等語查康熙拾參

年江寧處撫馬佑因琉球國貢使吳

美德等奉

勅歸國、途次蘓州、因閩省逆賊告變、難以前進、即於蘓地覓館暫棲、俟逆賊蕩平之日、令其歸國等因、吳顯奉

旨、該部知道等因在案、今應俟福建地方平定日、江寧巡撫琉球國貢使吳美德等遣癸田國頭報到日、令其遣癸起程、又該督疏稱、琉球貢使吳美德等原坐舡貳隻、留同來李切銘等任

外務省

於閩驛、於康熙拾參年伍月內、靖藩打癸回國、福建並無存晉舡隻、今難彙雜氏等應俟吳美德等到閩邊界之日、或遇伊國進貢、或有來接舡隻、一同帶回伊國、若無進貢來接舡隻、將吳美德等并難彙雜氏等、令該督撫酌量撥給舡隻、癸田伊國可也等因、康熙拾陸年貳月貳拾陸日、密顯

本月貳拾玖日奉

旨吳美德等應即奏往閩省令該督撫酌
議一併登遣回國着再議吳奏欽此
欽遵於本日密封到部該臣等再議
得福建總督郎 密疏內稱琉球國
難彙雜氏等拾貳名照例給口糧銀
兩暫為秦養顯明前來應仍照例給
與銀米秦養又稱該彙既無原米舡

外務省

復其貢使吳美德等原坐舡貳隻同
來李切銘等已打奏回國福建現無
舡隻等語今查琉球國貢使吳美德
等現在江南蘇州府臣部移文江寧
巡撫照例沿途撥給驛遞夫役食物
奏往閩省應俟吳美德等到閩之日
令該督撫將雜氏等拾貳名一併酌
議如可遣回伊國即速撥給舡隻遣

奏如有難以遣_下奏之處該督_下頭請之日別議具奏等因康熙拾陸年冬月初拾日密頭本月拾貳日奉旨依議欽此欽遵於本日密封到部欽此相應密咨前去煩為查照

旨內事理欽遵施行等因到部院准此擬合就行為此備案行司備照咨文奉旨內事理即便欽遵查照彙詳通報等因

外務省

奉此又為稟報事康熙拾陸年柒月貳拾肆日奉

巡撫部院楊案驗本年柒月貳拾肆日准禮部咨開奉

御前奏下紅本該本部密覆福建巡撫楊顯前事內開該臣等議得福建巡撫揚琉稱琉球國驛官祭國器等坐舡壹隻到閩臣行藩司驛道查稱該

國世子尚負差來探問

天朝捷音並接康熙拾壹年貢使吳美德等歸國帶有執照咨文等語查康熙陸年拾月內臣部具題嗣後如有疊文投到

該督撫者即行將原文開閱議題今該撫將執照咨文開閱而未經議明具題殊屬不合其未探問

外務省

天朝捷音世子尚負非係特行達部咨文

無容議又查本年參月內臣部題覆

福建總督郎密題一疏內稱琉球國

貢使吳美德等現在江南蘇州府

臣部移文江寧巡撫照例沿途撥給

驛遞夫役食物矣往閩省應候吳美

德等到閩之日該督撫將琉球國題

風飄至雜氏等拾貳名一併酌議如

可遣回伊國即速撥給船隻遣回如有難以下遣奈之處該督題請之日別議具奏等因吳題奉

旨依議欽遵咨行福建總督江寧巡撫在案今該國既有接取舡隻相應移咨該督撫將前來貢使吳美德及飄來雜氏等拾貳名一併速行遣回伊國通詳速報施行等因奉此又為報明

外務省

歸國事奉

巡撫部院楊批該本呈詳查得進貢尋官其美德等并飄風雜氏等遵奉

部文俟吳美德等到閩之日或遇伊國進貢或遇有未接舡隻一同帶去等因今琉球國現差蔡國器等駕舡來閩接回貢使查吳美德等原赴京

官伴貳拾負名、除在換物故官伴共
參員名、已經回國、返國官伴只壹拾
柒員名、并飄風雜氏等壹拾貳名、接
貢官伴玖拾參員名、內摘出存留在
驛官壹負、伴伍名、實稿回返國官伴
捌拾柒員名、以上項返國官伴水捐
通共壹百拾陸負名、一同遣送回國、
至該驛啓行之日、飭行閩安鎮派檢
兵舡護送出境、以防不虞、以示柔遠
者也、茲據該廳詳覆造冊前來、相應
據轉伏候
憲臺察案批示、以便遵行等緣由、奉
批如詳、俟尋使定有行期、先行通報
繳冊存查等因、奉此、今准前因、合將
歷奉部文、并貢使跟伴遣回緣由、備
叙明白、合就咨覆、為此理合備由移

外務省

咨

貴国、請為察照施行須至咨

右

咨

琉球國中山王世子尚

康熙拾陸年柒月廿二日

清朝事

咨

外務省

本藩通達より琉球へ送る物に在りて

所より送るに候へば、御奉行より

上様へ申渡す候へば、御奉行より

正徳四年年中中山王に致す

書状に在りて、御奉行より

了り候へば、御奉行より

用事より、御奉行より

書状に在りて、御奉行より

平七

おし

正徳三年七月廿五日

御書 御書 御書

御書 御書

御書 御書

御書 御書

御書 御書

御書 御書

外務省

御書 御書

御書 御書

御書 御書

御書 御書

御書

御書 御書

御書 御書

御書 御書

本館に在る...

...

...

...

...

...

...

...

...

外務省

...

...

同来十月十日

是

...

...

...

二十日

蘇 漢 在 西 門

新 保 安 門 下

大 正 十 年 下

水 保 安 門 下

水 國 保 安 門

中 大 正 十 年

蘇 漢 在 西 門

新 保 安 門 下

外務省

大 正 十 年 下

蘇 漢 在 西 門

以上係指西門○指西門下保安門下

大 正 十 年 下

謹奉一翰奉表謝 恩之事

敬國進貢

大唐古來未嘗違其例故



2008

皇帝世世褒崇有加無少者本蒙

貴國之福澤而所致也奈何近年古銀為

新銀是乃中山之一艱險也其所以者

大唐貴古銀不貴新銀是故每歲進接貢

使抄りて進上りての爲に到彼二者

大不得其志幾將廢貢典寡夫甚畏之

若廢貢典彼必生疑若不可廢則貢用

不給進退惟谷危急存亡之秋也是以

外務省

向煩

尊君再三有所願望辱垂容恕遂祈

江都既自容歲惠賜以別改之銀感銘之

至不知所謝欽惟

江都之仁覆貴國貴國之慈救寡夫廣大

之恩只獨喜之而已哉永傳萬世不堪

感激者也茲以小使位渡山親方具別

銀錄之菲薄あまのりく茶奉謝

三〇

正徳四年(1698)の用事及び洋書の内容あり
正徳四年(1698)の用事及び洋書の内容あり

一 中山二年(1697)の書翰未明の事

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

外務省

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

大坂より中山へ宛てた書翰の返書

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ
島津氏に湯平の事ありあけり

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

外務省

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

島津氏に湯平の事ありあけり同席の入り尋問ふ

三十一

心算にて経て白飯日 姑蘇山のりふ鏡を

はなまきねをばら 帳を揚て洋中へ

おれは 波濤 澎湃 一と 数日 山を 見る

風を 吹かす 一と 一と 一と 一と 福行

の内 夕 籠つ 一と 一と 一と 那 霜 一と 一と

乃 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

外務省

一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と 一と

三十一

きりくを引く船をいふ

一 船が六保境とて新しき船は細く

きりくを引く船は六保境の船より細く

くきりくを引く船は六保境の船より細く

くきりくを引く船は六保境の船より細く

くきりくを引く船は六保境の船より細く

一 法人の船をいふ

文部省の船をいふ

外務省

きりくを引く船のきりくをいふ

きりくを引く船のきりくをいふ

きりくを引く船のきりくをいふ

一 船のきりくをいふ

きりくを引く船のきりくをいふ

きりくを引く船のきりくをいふ

きりくを引く船のきりくをいふ

きりくを引く船のきりくをいふ

一 直使北条の勢一時を近年府建寧府衙
州府廣州府院別府嘉興府蕪湖府
浙江府揚州府海南海北府を經歷
よき建寧府より濶別府より陸州
廣州府より揚州府より水行一山
東之陸州より陸州より別府より
水行多し一色中陸州より水行極く
奇絶なり

外務省

一 海省陸省官出で直使を送る儀候
人海軍を別て遣はす

一 海省もも書しつゝも海軍と陸軍と水陸
のいふこと候の形に候事ありて候

書す

一 直使陸州のいふことありて候事あり

を陸軍とすことありて候事あり

一 直使陸州のいふことありて候事あり

三十九

世をうら

一 有る傳の傳は六文傳あり 諸書に諸書の日
支度あり 山川を記すものあり 支度あり
饒具あり ありあり

一 福列を九月十日に載程 四年の傳を
録す ありあり 以て心算あり ありあり
ありあり ありあり ありあり

一 心算あり 諸書あり 福列あり 支度の傳あり

外務省

ありありありありありありありありありあり

一 大和傳あり ありあり 法帝あり 諸書あり
ありあり ありあり ありあり ありあり ありあり

ありありありありありありありありありあり
ありありありあり

一 中山あり ありあり 諸書あり ありあり ありあり
ありありありありありありありありありあり

一 法帝あり 中山あり ありあり ありあり ありあり
金抄八は羅羅八は羅羅八は羅羅八は羅羅八は羅羅

一 直使由小幡由良六橋貢船小幡由良
一 直使由小幡由良六橋貢船小幡由良
中山王母封使を遣ふに由良由良
由良由良の由良由良の由良由良
由良由良の由良由良の由良由良
由良由良の由良由良の由良由良

一 直使由小幡由良六橋貢船小幡由良
漢人由良由良由良由良由良由良

外務省

やうり

直使由小幡由良六橋貢船小幡由良
由良由良の由良由良の由良由良

文化の成る年

由良由良の由良由良の由良由良
中山王母封の由良由良

直使由小幡由良六橋貢船小幡由良

直使由小幡由良六橋貢船小幡由良

六月十日

一 直使由小幡由良六橋貢船小幡由良
直使由小幡由良六橋貢船小幡由良

二二